

平成27年度 郡山市保育料（利用者負担額）案について

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度がはじまり、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が保育料を決定します。国の基準額は平成27年3月頃確定する予定のため、各児童の保育料は3月決定予定です。現時点で示されている概要とともに、郡山市で検討している保育料（案）をお知らせします。

1 新制度における変更点

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業の保育料(利用者負担額)を市町村が決定します。

市町村が、世帯の所得に応じて保育料を決定します。
新制度へ移行しない幼稚園や認可外保育施設は、今と同様に各施設で保育料を決定します。

	現在の保育料（平成26年度まで）	新制度の保育料（平成27年度から）
階層区分の判定	父母等の「所得税額」を合算して階層区分を決定します。	父母等の「市民税所得割額」を合算して階層区分を決定します。
	・課税額の算定には、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除などの適用はありません。	
切り替え時期	年度途中の切り替えはありません。前年中の所得に応じて1年間の保育料が決まります。	9月が切り替え時期です。 ・平成27年4月分から8月分までは、平成26年度市民税所得割額で決定 ・平成27年9月分から平成28年3月分までは、平成27年度市民税所得割額で決定 平成27年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 平成26年度の市民税で算定 平成27年度の市民税で算定 平成25年中の所得 平成26年中の所得

2 保育料の軽減

母子世帯等や第二子以降の軽減が適用されます。

	現在（平成26年度まで）	新制度（平成27年度から）
母子世帯等の軽減 母子世帯、父子世帯、身体障害者手帳等を受ける世帯	所得税非課税世帯の母子世帯等	所得割額48,600円未満世帯の母子世帯等
第二子、第三子軽減	小学校就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園等に入所している世帯 児童が2人目の場合 該当児童の保育料を1/2の額に軽減 児童が3人目以降の場合 該当児童の保育料は無料 その他、入所児童が3歳未満で18歳未満の兄弟が2人以上いる場合に郡山市独自に軽減を行っており、新制度での継続を検討しています。	小学校就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園等に入所している世帯

3 保育料表(案)

保育利用の保育料（利用者負担額） 認可保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育事業等

現行の保育料

階層区分	保育料(月額)		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1 生活保護世帯	0円		
2 市民税非課税世帯	7,000円	5,000円	
3 均等割のみ課税世帯	15,500円	12,500円	
4 所得割課税世帯	19,500円	16,500円	
5-1 所得税7,500円未満	21,500円	18,500円	
5-2 所得税15,000円未満	24,500円	21,500円	
6-1 所得税30,000円未満	27,000円	24,000円	
6-2 所得税45,000円未満	31,000円	28,000円	27,000円
7-1 所得税60,000円未満	34,000円	30,000円	
7-2 所得税75,000円未満	38,000円		
8-1 所得税90,000円未満	42,000円		
8-2 所得税112,500円未満	46,000円		
9 所得税202,500円未満	48,000円	33,000円	
10 所得税413,000円未満	50,000円		
11 所得税734,000円未満	60,000円		
12 所得税734,000円以上	70,000円		

平成27年度保育料(案)

階層区分	保育料(月額)					
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2 市民税非課税世帯	7,000円	6,800円	5,000円	4,900円	5,000円	4,900円
3 均等割のみ課税世帯	11,000円	10,800円	8,000円	7,800円	8,000円	7,800円
4 所得割額38,000円未満	15,000円	14,700円	12,000円	11,700円	12,000円	11,700円
5 所得割額48,600円未満	18,000円	17,600円	15,000円	14,700円	15,000円	14,700円
6 所得割額58,500円未満	21,000円	20,600円	18,000円	17,600円	18,000円	17,600円
7 所得割額71,000円未満	23,000円	22,600円	20,000円	19,600円	20,000円	19,600円
8 所得割額84,000円未満	25,000円	24,500円	22,000円	21,600円	22,000円	21,600円
9 所得割額97,000円未満	27,000円	26,500円	24,000円	23,500円	24,000円	23,500円
10 所得割額115,000円未満	31,000円	30,400円	28,000円	27,500円	27,000円	26,500円
11 所得割額133,000円未満	34,000円	33,400円	30,000円	29,400円		
12 所得割額151,000円未満	38,000円	37,300円	33,000円	32,400円		
13 所得割額169,000円未満	42,000円	41,200円				
14 所得割額192,000円未満	46,000円	45,200円				
15 所得割額231,000円未満	48,000円	47,100円				
16 所得割額301,000円未満	50,000円	49,100円				
17 所得割額397,000円未満	60,000円	58,900円				
18 所得割額397,000円以上	70,000円	68,800円				

保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の2つに区分されます。平成27年4月1日現在の年齢により決定します。